

平成28年5月2日

九州各県議会議長会会長

鹿児島県議会議長 池畑 憲一 殿

福岡県議会議長 井上 忠敏

福岡県観光産業振興議員連盟

会長 福岡県議会議員 田中 久也

九州の観光産業の救済を求める緊急提言について

貴職におかれましては、平成28年熊本地震により熊本県、大分県等において甚大な被害が発生したことを契機として、九州各県議会議長会から国に対し、迅速な救援措置の実施や大規模災害対策等の取組を求める要請書の決議に向け、鋭意ご尽力されておりますことに、心から敬意を表します。

さて、この度の一連の地震では、60名を超える死者や多数の負傷者等の人的被害や膨大な数の建物、インフラ等の損壊が発生していますが、九州の観光産業も、また、極めて深刻な打撃を受けています。

今も続く余震やマスコミ等の過剰な報道により、何ら被害を受けていない観光地や施設を含め、九州各地の観光地で宿泊客のキャンセルが相次ぎ、報道によると、これまでに、福岡県3万人、佐賀県1万1千2百人、長崎県7万3千4百人、熊本県14万6千5百人、大分県15万人、宮崎県4万7千5百人、鹿児島県3万4千人の合計約49万人に上るとされています。その損失だけでも莫大ですが、客足が遠のいて収入の道が途絶えたホテルや旅館は、このままでは事業の継続が困難となり、日本のインバウンド政策を牽引してきた九州の観光地は、今、危機的状況に直面しています。

そこで、九州の観光産業を救済し、九州の観光地を維持・存続させるため、次の事項についても、政府に強く要請していただきますよう、宜しくお取り計らいをお願いします。

- 1 地震により被災し、又は事業収入が減少した九州の観光事業者に対し、長期無利子による緊急融資を実施すること。
- 2 九州の観光事業者が支出する今回の地震に関する施設の補修若しくは改修費、広報費等の事業再建費用に対する助成措置を講ずること。
- 3 今回の地震により損害を受け、又は事業収入が減少した観光事業者に対する租税の長期免除措置その他必要な救済措置を講ずること。